

再意見書

平成 23 年 9 月 20 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくわらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいはりょうとりしまりやくしゃちやう

代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先 企画部

mail:

TEL

FAX

「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集(2011年度)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

再意見提出者 イー・アクセス株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
	1 指定電気通信設備制度に関する検証	
	(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	
	ア 指定要件に関する検証 イ 指定の対象に関する検証 ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	
東日本電信電話株式会社	<p>【NGN、地域IP網及びひかり電話】</p> <p>当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1) 世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通信網を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していること、また、他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、若しくは当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドで設備を構築し、サービスを展開していることから、光ファイバ等のアクセス回線のボトルネック性はネットワークとは遮断されており、当社のNGNをはじめとするIP通信網自体にボトルネック性はないこと。～略～</p> <p>(2) 競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網(NGNを含む)を規制する理由はないこと。～略～</p> <p>(3) 諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はないこと。～略～</p> <p>なお、昨年度の検証では、「NGNのアンバンドルやインターフェースのオープン化が進んでいないという他事業者からの意見が提出されている点を踏まえると、接続要望がないとまでは言えない」とされており、アンバンドルについては、具体的な要望を踏ま</p>	<p>NGN、地域IP網及びひかり電話網については、以下の点から利用者及び接続事業者にとっての不可欠性が高いため、引き続き第一種指定電気通信設備(以下、一種指定設備)の対象として頂く必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 2010年11月に、NTT東西殿よりPSTNの概括的展望が提示され、ネットワークのIP化が進展することにより、今後NGN、地域IP網及びひかり電話網を利用したIPサービスへの需要は更に高まるものと考えられること。 ➤ NGN、地域IP網及びひかり電話網については、NTT東西殿の光アクセス網と一体的に構築されている状況において、NTT東西殿のFTTHの市場シェアが74.4%、OABJ-IP電話66.7%(※1)と依然として独占化傾向にあること。 <p>(※1) 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ(2011年3月末)より</p> <p>なお、NTT東殿からはNGNのアンバンドルについて、接続事業者より具体的な要望が出ていないため具体的な検討が進められないのご意見が示されており、しかしながら、現在、まさにGC類似接続、ラインシェアリング、分岐単位接続といった接続事業者から要望のあった多様なアンバンドル形態が、総務省殿の「競争政策委員会」及び「電話網移行円滑化委員会」にて多角的に議論されていることを鑑みれば、NTT東殿のご意見は適当ではないと考えられ、むしろ、今後の光・NGNへのマイグレーションを見据えて、各委員会にてこれらアンバンドルの実現に向けた積極的な検討を行う必要があると考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>え検討を進めていくことが重要であると考えており、パブリックコメント等で漠然としたご意見を出されても、具体的な検討を進めることはできません。</p>	
西日本電信電話株式会社	<p>【NGN、地域IP網及びひかり電話網について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網(以下、NGN等)については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかです。～略～ 	
東日本電信電話株式会社	<p>【局内装置類及び局内光ファイバ】</p> <p>メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについては、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1)メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置していること。その結果、接続料を設定したものの他事業者の利用は皆無であること。</p> <p>(2)局内光ファイバについては、ダークファイバの提供を開始した2001年当初から他事業者による自前敷設を可能としており、2003年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放等の取組を実施してきた結果、80.9%が他事業者による自前敷設となっていること。また、他事業者も計画的に自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能となっていること。～略～</p>	<p>局内装置類及び局内光ファイバについては、昨年度の競争セーフガード制度(以下、本制度)の検証結果の考え方(※2)から特段の変化もないことから、引き続き一種指定設備の対象とする必要があると考えます。</p> <p>特に、メディアコンバータやOLT等については、現在、総務省殿の「競争政策委員会」及び「電話網移行円滑化委員会」にて検討されているGC類似接続やラインシェアリング、分岐単位接続といった光・NGNのアンバンドルの接続形態を利用する上で必要不可欠な設備となるため、光・NGNにおける公正競争環境の確保の観点からも引き続き対象とする必要があると考えます。</p> <p>(※2)2011年3月 競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方10・13</p>
西日本電信電話株式会社	<p>【局内装置類及び局内光ファイバについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、光局内スプリッタ、WDM装置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。～略～ 	

意見提出者	該当部分	再意見
東日本電信電話株式会社	<p>【加入者光ファイバの非指定設備化】</p> <p>～略～</p> <p>しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。～略～</p>	<p>加入光ファイバについては、以下の点から利用者及び接続事業者にとっての不可欠性が高いため、引き続き一種指定設備の対象とすべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展する中で、FTTHにおけるNTT東西殿の市場シェアは74.4%、設備シェア72.2%(※3)と依然として独占化傾向にあること。 ▶ 「光の道」構想においては、FTTHの利用率向上を加入光ファイバの「接続料の低廉化」等によるサービス競争の促進によって進められる方針が示されていることから、今後、加入光ファイバを一種指定設備の対象とする意義は更に強まるものと考えられること。 <p>(※3)平成22年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況 より</p>
西日本電信電話株式会社	<p>【加入光ファイバについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入光ファイバについては、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。～略～ 	
東日本電信電話株式会社	<p>【FTTHサービスの屋内配線】</p> <p>「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(2009年10月16日)において、戸建て向け屋内配線については第一種指定電気通信設備とすることが適当とされ、2010年3月より接続約款に網使用料等を規定したところですが、当社の屋内配線には、以下の観点から、ボトルネック性はなく、第一種指定電気通信設備に該当しないと考えます。</p> <p>(1) 屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備であること。</p> <p>(2) 現に、FTTHサービス等で利用されている屋内配線には、メタルケーブル、光ケーブル、同軸ケーブル、宅内無線、高速電力線通信(PLC)等、多様な形態があるほか、その設置主体も、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者(CA-TV事業者)等、様々であること。</p> <p>(3) また、屋内配線の設置工事は、工事担任者の資格があれば、</p>	<p>戸建て光屋内配線については、FTTH市場におけるNTT東西殿の市場シェアが74.4%と独占化傾向にあり、接続事業者がサービス競争を展開する上で必要な設備と考えられるため、引き続き一種指定設備の対象とすることが必要と考えます。</p> <p>なお、同様の観点から、KDDI殿及びソフトバンク殿から意見されている通り、集合集宅における光屋内配線についても指定対象への追加及び転用ルールの整備等を検討する必要があると考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>誰でも実施可能であり、現に多数の工事会社があること。実際、当社がお客様から依頼された屋内配線工事も工事会社に委託して実施しており、他事業者においても同様に実施することが可能であり、現に実施していること。</p>	
西日本電信電話株式会社	<p>【FTTHサービスの戸建て向け屋内配線について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本来、戸建て向け屋内配線については、他事業者やお客様自身が自由に設置可能であり、現に、他事業者が自ら行う必要があるONUの設置・設定と同時に設置されていることに鑑みれば、ボトルネック性がないことは明らかであり、当社の戸建て向け屋内配線を第一種指定電気通信設備から除外していただきたいと考えます。 	
KDDI株式会社	<p>■光屋内配線の転用に関する課題の解消について</p> <p>～略～</p> <p>今後、新規に建設するマンションやビルについては、MDF室内に複数事業者の回線終端装置の設置可能なスペースを確保すると共に、NTT東・西が設置した棟内の「パッチパネル～光屋内配線～光コンセント」をユーザー単位で競争事業者に転用できるよう指定設備化して開放を義務化するなど、集合住宅やビル向けに通信事業者が敷設した屋内配線を他の事業者もユーザー単位で再利用可能となるようルールを整備し、ユーザーが事業者を選択できるようにすべきです。～略～</p>	
ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	<p>～略～</p> <p>なお、未整備となっているマンション向け光屋内配線の転用ルールについても早期に整備を行うべきと考えます。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
東日本電信電話株式会社	<p>【WDM装置】</p> <p>WDM装置については、市中で調達可能なものであり、他事業者は、当社の中継ダークファイバ等と組み合わせ、自ら設置することが可能であることから、当社のWDM装置に不可欠性はなく、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。</p>	<p>WDM空き波長のアンバンドルは、接続事業者にとって中継DFの空きが無い際の有効な代替手段となっており、現に、当社においてはネットワーク構築における重要な選択肢になっています。このことから、当該アンバンドルは、接続事業者がネットワークを円滑に構築することに寄与しているものと考えられるため、引き続き指定設備の対象とする必要があると考えます。</p>
東日本電信電話株式会社	<p>【現行指定告示を「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直し】</p> <p>したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p> <p>現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されています。しかしながら、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。～略～</p>	<p>ネガティブリスト方式については、今後も維持する必要があると考えます。</p> <p>前回当社意見書でも述べたとおり、ネガティブリスト方式は、接続事業者がボトルネック設備を利用したサービスの迅速な提供を可能とする役割を果たしており、ボトルネック設備利用の同等性確保において基幹的な機能を担っていると考えます。</p> <p>この点については、現在「競争政策委員会」及び「電話網移行円滑化委員会」にてNGNのオープン化が議論される中で、光・NGNを中心とした環境においても、公正競争を確保する上で重要な役割を果たすものと考えられるため、引き続きネガティブリスト方式を採用する必要があると考えます。</p>
西日本電信電話株式会社	<p>【現行の指定方法の見直しについて】</p> <p>・したがって、第一種指定電気通信設備の指定方法については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」(ネガティブリスト方式)から「指定する設備を具体的に列挙する方式」(ポジティブリスト方式)に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにしていただきたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定していただきたいと考えます。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
東日本電信電話株式会社	<p>【NGN等に係るアンバンドル機能】</p> <p>NGN等に係るアンバンドル機能のうち、実需や他事業者による利用実績がないものについては、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>具体的には、以下の機能については、機能の提供開始以降、他事業者との接続の実績がない状況が続いていることから、早急にアンバンドル対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能 ・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能 ・一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能 ・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能 ・イーサネットフレーム伝送機能 <p>～略～</p>	<p>NGNに係る各アンバンドル機能については昨年度の競争セーフガード制度の検証結果の考え方(※4)から特段の変化が無いことから、引き続きアンバンドル機能の対象とする必要があると考えます。</p> <p>特にNTT東西殿は、NGNにおける中継局接続機能(一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能)についても、他事業者との接続の実績がない状況が続いていることを理由に対象から除外する必要がある旨を主張しておりますが、現在、総務省殿の「電話網移行円滑化委員会」及びNTT東西殿主催の「PSTNマイグレーション意識合わせの場」において、PSTNの廃止を見据えたIP網同士の接続の在り方について議論されていることから、今後中継局接続がNTT東西殿と接続事業者各社の相互接続における中心的な役割を果たすと考えられます。</p> <p>そのため、NGNにおける中継局接続機能については今後の接続事業者の利用を考え、公正競争環境の確保に十分に留意する必要があるとあり、PSTNにて接続事業者の円滑なネットワーク構築に貢献している「ハブ機能」等の機能については継続する必要があると考えます。</p>
西日本電信電話株式会社	<p>【収容局接続機能及び中継局接続機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フレッツサービスに係る機能(一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能)については、地域IP網において、特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定していたものの、平成13年から現在に至るまで9年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 ・ 中継局接続に係る機能(一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能)についても、接続料を設定したものの、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 	<p>(※4)2011年3月 競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方 考え方19</p>
KDDI株式会社	<p>■NTT東・西利用部門と競争事業者との同等性確保について</p> <p>機能分離や子会社監督義務に関する検証のみならず、設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間の同等性、アンバンドル機</p>	<p>KDDI殿のご意見に賛同いたします。</p> <p>今回、KDDI殿が示された設備利用におけるリードタイムや情報の公平性の課題については、前回意見書にて当社が主張した「インプットの同等性」が確保出来てい</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>能の利用条件の同等性、等に関するデータを検証基準として予め規定すべきと考えます。</p> <p>■コロケーション・中継ダークファイバの利用ルールの改善について ～略～</p> <p>■加入ダークファイバ開通要員の公平な配置ルールについて ～略～</p> <p>■光配線区域情報の透明性担保と運用ルールについて ～略～</p>	<p>ない事例を示しているものと考えます。そのため、ボトルネック設備利用の同等性を確保する上では、事業法改正により措置が講じられたファイアーウォール構築の徹底に加えて、設備の利用条件の同等性を担保する運用ルールやその実施状況を検証する体制の整備が必要と考えます。</p>
ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	<p>なお、NTT-NGN におけるアンバンドルメニューとして、分岐端末回線接続、GC 接続、ラインシェアリング、波長重畳接続、帯域制御等プラットフォーム機能の開放等が具体案として弊社共を含む接続事業者から提案されているところであり、真の公正競争実現に向け、早急に具体的なルール化を図るべきと考えます。</p>	<p>ソフトバンク殿のご意見に賛同いたします。</p> <p>アクセス網及びコア網のマイグレーションが進展する状況で、光・NGNにおいては、メタル・PSTNにて培った競争環境の後退を抑止する観点、及びサービス競争の促進により利用者の自主的なマイグレーションを促進させる観点から競争環境の整備が必要不可欠であり、接続事業者から提案されている接続形態については、早急に実現に向けた検討を進めることが必要と考えます。</p> <p>また、現在提案されている接続形態を含めて、接続事業者が光・NGNにおけるボトルネック設備を利用した接続形態を提案する上では、NTT東西殿が設備構成・技術仕様等を開示して頂くことが必要不可欠であるため、これらを担保するルールの整備も併せて必要と考えます。</p>
	(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証	
	<p>ア 指定要件に関する検証 イ 指定の対象に関する検証</p>	
イー・アクセス株式会社	<p>■二種指定設備制度の見直しの必要性 ～略～</p> <p>そのため、更なる実効性を担保するためにも、二種指定事業者の指定にあたっては、閾値25%等の市場・収益シェアだけでなく、市場支配力に着目した多角的な観点からの検証が必要と考えます。</p>	<p>第二種指定電気通信設備制度(以下、二種指定設備制度)については、非対称規制としての実効性を高めるための抜本的な見直しが必要と考えます。</p> <p>接続料規制においては、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」等の導入により一定の成果が得られているものの、当該ガイドラインにより非指定事業者までもが実質的に規制対象となっている状況は、市場への参入時期も加入者基盤も異なる事業者に対し同水準の規制を課す結果となり、新規参入事業者や新</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>具体的な見直し案としては、『保有する周波数の質・量』『端末の購買力』『垂直統合モデルの強度』等も含めた市場支配力に基づくドミナンス性に応じて検証を行い、『MNO間の接続も含めたアンバンドル規制』『行為規制』『接続規制(接続約款認可/届出/接続会計等)』を組み合わせる段階的に規制を適用するなどが考えられます。</p>	<p>興事業者に過度の規制コストを負担させることを招くことも想定され、却って先行大手事業者に対してより優位に機能することが懸念されるため、現状の非対称規制としての制度趣旨とは大きく異なるものと考えます。</p> <p>したがって、二種指定設備制度は、現在の端末シェア等による閾値による接続規制だけではなく、事業者の市場支配力を総合的に評価し、評価に応じた実効的な規制を課すことが必要と考えます。</p> <p>具体的な見直し案としては、前回当社意見書にて主張した通り、『保有する周波数の質・量』『端末の購買力』『垂直統合モデルの強度』等も含めた市場支配力に基づくドミナンス性に応じて対象を指定し、『MNO間の接続も含めたアンバンドル規制』『行為規制』『接続規制(接続約款認可/届出/接続会計等)』を組み合わせる段階的に規制を適用することを提案します。</p>
株式会社ケイ・オプティコム	<p>②接続規制の強化等</p> <p>有限希少な周波数の利用が前提となるモバイル市場においては、MVNOによる競争が重要であります。</p> <p>しかしながら、MVNOが競争力のある価格で自由度の高いサービス提供を行う等して、MNOと競争を展開していけるだけの条件は、まだ十分整っていないため、まず次の事項等について、取組んで頂くことが必要と考えます。～略～</p>	<p>ケイ・オプティコム殿のご指摘の通り、MVNOの参入促進が、電気通信市場の活性化のために重要ですが、そのためには、MNO間で公正かつ有効な競争が促進されていることが必要であると考えます。</p> <p>MNO間で有効な競争環境が確保されず競争が停滞した場合、MNOのコスト削減インセンティブが働かないことによる接続料の高止まりや、ネットワークサービスのイノベーションが進まないといったことが、MVNOの競争力低下につながる懸念があるところです。</p> <p>従って、モバイル市場におけるMNO間の競争を有効に機能させることが重要であり、前述した通り、市場支配力を持つ事業者の市場支配力を総合的に評価し、そのうえで評価に応じた段階的な規制を適用する等の措置を検討すべきと考えます。</p>
東日本電信電話株式会社	<p>【第二種指定電気通信設備規制の対象】</p> <p>～略～</p> <p>こうした状況から、当社としては、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三にわたり求めています。全く応じていただけない状況にあり、事業者間協議や「自主的な取組みに委ねる」とされているガイドラインのみでは、今後も状況の改善が期待できないことから、全ての携帯電話事業者を第二種指定電気通信設備制</p>	<p>全ての携帯電話事業者を指定の対象とすることは適切ではないと考えます。</p> <p>NTT東西殿が主張する全ての携帯電話事業者を二種指定設備制度の対象とした場合、市場への参入時期も加入者基盤も異なる事業者に対し、一律に同内容の規制を課すことになり、これに伴い、既存事業者の先行者利益を拡大させること、更には、新規参入事業者や新興事業者に過度の規制コストを負担させることを招くことが想定され、公正な競争環境の後退が懸念されます。</p> <p>なお、前述の通り、現行の二種指定設備制度について、MNO間の公正競争を担</p>

意見提出者	該当部分		再意見
		<p>度の対象とすることで、現在非指定の事業者の接続料についても透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けることが必要だと考えます。</p>	<p>保する規制として実効的に機能するよう見直す必要があるため、市場支配力を端末シェアのみではなく総合的に評価した上で、市場支配力に応じた実効的な規制を課す等の措置が必要と考えます。</p>
西日本電信電話株式会社		<p>【第二種指定電気通信設備規制の対象について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国から割当を受けた公共財である電波を利用して事業を展開している以上、全ての携帯電話事業者は、他の事業者に対して適正な料金で円滑な接続を確保する責務があること、また、携帯電話市場の中で見ればシェア25%に満たないとして第二種指定電気通信設備規制の対象外とされている事業者であっても約2,600万の契約者を抱えるようになる等、規制が課されていない携帯電話事業者殿の交渉力は強くなっていることを踏まえ、現に規制が課されておらず接続料が高止まりしている携帯電話事業者殿の接続料の適正性を確保する等の観点から、第二種指定電気通信設備規制については、特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての携帯電話事業者を対象とする必要があると考えます。 	
	(3) 禁止行為に関する検証		
		3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証	
		ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証	
イー・アクセス株式会社		<p>■ 二種指定設備制度における禁止行為規制の必要性</p> <p>現行の禁止行為規制の内容は、『接続情報の目的外利用の禁止』『特定事業者への不当な優先的取扱いの禁止』『設備製造事業者への不当な規律・干渉の禁止』となっており、いずれも市場支配力を有する事業者に対する規制としては過重なものではないと考えます。～略～</p> <p>なお、3Gサービスから今後のLTE等の本格的普及による高</p>	<p>二種指定設備制度については、前述の通り、MNO間の公正競争を確保する規制として実効的に機能するよう抜本的な見直しが必要であり、禁止行為規制についても市場支配力を現行の収益シェアによる閾値のみではなく「周波数」や「端末購買力」、「垂直統合モデルの強度」等から総合的に評価し、ネットワークの開放や行為規制、接続関連規制といった枠組みにて、評価に応じた段階的な規制を適用する等の措置を検討すべきと考えます。</p>

意見提出者	該当部分		再意見
		<p>速化やモバイルブロードバンドといった新たなモバイル市場において公正競争環境を整備する観点では、「交渉上の優位性を有する者」に対する規制から、「市場支配力を有する者」を規制対象とする二種指定設備制度への見直しが必要と考えます。</p>	
		<p>イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証</p>	
<p>KDDI株式会社</p>		<p>■NTT東・西によるFTTH販売に係る接続関連情報の利用</p> <p>接続事業者は、NTT東・西が保有するボトルネック設備に接続してサービス展開を図っています。一昨年に発生したNTT西日本による接続情報の流用のような事例が発生していることに鑑みると、接続業務に係る他事業者の情報を自社の営業活動に流用するような違法行為がNTT東・西によって行われている可能性は否定しえません。こうした行為は、電気通信事業法第30条に抵触することから、接続業務で知り得た他事業者の情報を利用した営業活動を禁止しているファイアーウォール措置の徹底を実質的に担保できる体制を構築すべきと考えます。</p> <p>今回の電気通信事業法改正に伴い、接続関連情報の管理徹底等が規定されたところであり、総務省は、厳格な調査、検証、及びそれに基づく是正措置を着実に講じるべきと考えます。</p>	<p>機能分離の実効性を検証するための第三者機関が必要とする各社殿のご意見に賛同いたします。</p> <p>今回の事業法改正による機能分離の措置はファイアーウォールの徹底に一定程度の効果があることが期待されるものの、2009年11月に発覚した「NTT西日本情報漏洩問題」は、従前、NTT東西殿が本制度の意見書等でファイアーウォールの構築状況に問題が無い旨を主張していながら発生したことを鑑みれば、各社殿が指摘する通り、その実施状況の報告をNTT東西殿の監視部門に任せるのみでは十分とは言えず、第三者機関による厳格な調査・検証により客観性を担保する必要があると考えます。</p> <p>なお、英国のBTにおけるEAB (Equality of Access Board: BTから独立した監査機関) 等を、厳格で中立性のある監視体制の検討を行う上でのベストプラクティスとすべきと考えます。</p>
<p>ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社</p>		<p>(2) FTTH 販売等に係る接続関連情報の目的外利用</p> <p>～略～</p> <p>加えて、機能分離の有効性の検証については、NTT 東西殿の中に監視機能を設けるだけでは不十分なことは明らかであり、総務省殿は第三者による透明性のある検証スキームの確立も推進すべきと考えます</p>	
<p>KDDI株式会社</p>		<p>■ 県域等子会社とNTT東・西及びNTTグループ各社の一体営業</p> <p>NTT東・西の県域等子会社によるNTTドコモの携帯電話の</p>	<p>KDDI殿、ソフトバンク殿のご指摘の通り、NTTグループがNTT東西殿の県域等子会社を通じてNTTドコモ殿の商品を販売するという実質的な一体営業は、固定通信領域および移動体通信領域それぞれのドミナント事業者としての影響力が多</p>

意見提出者	該当部分		再意見
		<p>販売(別添資料参照)は、NTT東・西が、自らのサービスの販売を受託している県域等子会社を通じてNTTドコモと連携することにより、固定と移動をセットで販売する排他的な一体営業です。</p> <p>～略～</p> <p>なお、子会社から代理店等に再委託されることも容易に想定できるため、子会社のみならず、子会社から代理店に再委託された内容についても調査・検証することが必要であり、直ちに法改正を実施すべきと考えます。</p>	<p>あることから、事業者間の公正競争を阻害する虞があるため、認めるべきではないと考えます。</p> <p>また、あわせて各社からご指摘されている通り、改正電気通信事業法等において、例えば子会社が業務を再委託した場合や子会社として規定される保有株式比率に満たない場合等、NTT東西殿の監督義務の対象外となる場合が存在することについても、規制の空洞化を招く懸念があるため、更なる制度上の対応に向けての検証を行うべきと考えます。</p>
ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社		<p>(2) 子会社等への規制強化</p> <p>現在も複数の県域子会社において、NTTドコモ殿の携帯電話販売が行われています※5。これは、NTT東西殿とNTTドコモ殿が子会社を介して行っている実質的な一体営業そのものであり、2010年度の本制度の考え方において、公正競争阻害の恐れが指摘されたところです。また、年内に施行される改正電気通信事業法等では、NTT東西殿に対し業務委託子会社への監督義務が追加されますが、保有株式率50%未満の関連会社等が監督義務の対象外となる等、依然として公正競争阻害の恐れが残っています。従って、保有株式50%未満の関連会社及びNTT委託業務を主とする会社等も監督義務の対象に追加することについても引き続き検討を行うべきと考えます。</p>	
		<p>3-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証</p>	
KDDI株式会社		<p>～略～</p> <p>しかしながら、持株会社体制でグループ一体経営をしていることを踏まえると、NTTコミュニケーションズのみならず、NTTドコモやNTTファイナンスといった兄弟会社も特定関係事業者として規定すべきと考えます。～略～</p>	<p>各社殿の指摘する通り、NTTドコモ殿、及び県域等子会社はグループドミナンスの抑止の観点から、特定関係事業者制度の対象に追加すべきと考えます。</p> <p>NTTコミュニケーションズ殿が特定関係事業者に指定された経緯については、「NTT東西殿との間でさまざまな業務の委託関係があること」、「非常に一体的、あるいは排他的な共同営業というものが行われやすい土壌があること」となっている点を</p>

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	<p>1. 特定関係事業者制度の形骸化</p> <p>(1) NTT ドコモ殿等の追加</p> <p>近年、NTT ファイナンス殿による一括請求やNTT ドコモ殿とNTT 東西殿とのFMC連携等、NTT グループ企業や代理店を介した事業連携が加速度的に進展しており、既にNTT 東西殿に対する禁止行為規制のみでは対処しえない事象が生じていると認識しています。</p> <p>このような行為を放置することは、NTT 再編時の趣旨を形骸化させるものであることから、総務省殿においては、事業連携等を図るグループ会社等が増大していること及びその影響を踏まえ、NTT ドコモ殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下、「NTT データ」という。)殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー殿等の電気通信事業者はもちろんのこと、県域子会社やNTT ファイナンス殿等といった非電気通信事業者も特定関係事業者に指定する等グループドミナンスを抑制する措置を講じるべきと考えます。</p>	<p>鑑みれば、FMC連携や代理店を介した一体営業の事例が各社より指摘されるNTT ドコモ殿及び県域等子会社については、特定関係事業者制度の規制趣旨から、指定対象に追加することを検討すべきと考えます。</p>
	2 日本電信電話株式会社に係る公正競争要件の検証	
	(1) 検証の対象	
	その他	
KDDI株式会社	<p>■今後の検討に向けて</p> <p>現行の競争セーフガード制度の問題点としては、上述のように、PDCAサイクルが着実に実施されることがなく単なる形式的な制度となっていたこと、検証のプロセスが不透明であったこと、が挙げられます。</p> <p>このため、3年後の包括的な検証に向け、それまでの継続的な検証を有効なものにするためには、競争政策委員会による本制度の在り方の検討を通じて、本制度における検証プロセスを明確化し、実効性を確保することが必要です。</p> <p>具体的には、審議会や既存の委員会を活用した公開された審</p>	<p>本制度における実効性を高めるための見直しが必要とする、各社殿のご意見に賛同いたします。</p> <p>現に「NTT西日本情報漏洩問題」は、本制度における検証スキームが全く機能していないことを示す事例であり、これまで多数の事業者から問題点が指摘されておりますが、特段本制度の見直しは実施されていないものと認識しております。</p> <p>現在、電気通信市場においては、メタル・PSTNから光・NGNへのマイグレーションの進展、モバイルブロードバンドの普及・高速化、固定・モバイルの融合といった様々な市場の変化が急速に進む状況にある中で、本制度における実効性の問題から、これら変化が競争環境に及ぼす影響を的確に捉えることが出来ない場合は、公正競争環境の後退・喪失に繋がるのが強く懸念されますので、早急に見直しを実施</p>

意見提出者	該当部分		再意見
		<p>議の場を設け、NTTグループによる反競争的な行為に対する措置の実効性確保状況について検証を行い、問題がある場合は改善させるというPDCAサイクルを回すべきと考えます。</p>	<p>頂くことを要望いたします。</p>
株式会社ケイ・オプティコム		<p>過去の行政指導に対する措置の再検証、監視機能の強化 ～略～ そのため、競争セーフガード制度の実効性をさらに高める観点から、外部による客観的な検証と適正性の担保が可能となるよう、より透明性の高い第三者による監視・検査等の仕組みを導入することを検討すべきと考えます。</p>	<p>とりわけ、検証プロセスの透明性の確保については、本制度を継続的に実施していく上では必要不可欠な事項と考えます。透明性を確保する観点から、公開された審議の場の設置や第三者による監査の定期報告を公開する等、具体的な対策の実現を強く要望いたします。</p>

意見提出者	該当部分		再意見
			<p>総務省の競争評価2010(※6)では、NTTドコモ殿は単独での市場支配力を行使し得る地位と評価し、加えてシェア上位3社で協調して市場支配力を行使し得る地位にあると評価していますが、第二種指定設備制度の存在をもって市場支配力の行使に至らないと結論付けています。</p> <p>しかしながら第二種指定設備制度は、主として「事業者間における接続協議における交渉上の優位性を持つ事業者」に対する規制であると整理されており、接続義務が通信事業者全体に課されている制度状況下では、必ずしも「第二種指定設備制度の存在が直接的に市場支配力の抑止に結びついている」という競争評価での評価は十分でない可能性も考えられ、この場合においては、現行の第二種指定設備制度では、市場支配力を抑止することは困難であるとも考えられます。</p> <p>従って、本制度において、第二種指定設備制度が市場支配力の抑制ツールとして有効に機能しているか検証を行うよう要望いたします。</p> <p>(※6)2011年7月 電気通信事業分野における競争状況の評価2010Ⅱ 3頁 2. 市場支配力に関しては、このような寡占的な市場構造の下、NTTドコモは市場支配力を行使し得る地位にあり、また、上位3社のシェアについても94.5%と極めて高い水準にあり、複数事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にある。しかしながら、第二種指定電気通信設備に係る規制の存在とともに、近年のスマートフォン等の新しい端末やサービスの導入等により競争的な市場環境であること等から、実際に市場支配力を行使する可能性は低い。</p>
			<p>競争評価2010第3編「今後の定点評価の在り方」(※7)では、固定系と移動系のブロードバンド市場を一体的な市場として画定する見直し案が示されており、グループ間で市場領域を跨いでサービスを提供する事例などについても評価分析の対象とする検討が進んでいるところです。</p> <p>(※7)2011年7月 電気通信事業分野における競争状況の評価2010第3編 第2</p>

意見提出者	該当部分		再意見
			<p>章 3</p> <p>(5)なお、当面、固定系と移動系のデータ通信市場は別々の市場として画定することとするが、今後のLTEの普及状況や第4世代移動体端末の導入状況等を見つつ、将来的には固定系と移動系のブロードバンド市場を一体的な市場として画定することについても検討が必要と考えられる。</p> <p>電気通信事業分野においては、事実上NTTグループ、KDDIグループ、ソフトバンクグループの3事業者に集約化されてきている状況であるため、事業者ごとのシェアや収入、不可欠性の有無に着目した指定電気通信制度やNTTグループにおける累次の公正競争要件では、市場領域を跨ぐグループ化や同じ市場領域であっても事業領域を跨ぐグループ化に対応し切れないものと考えます。</p> <p>したがって、このような市場環境の変化に応じて本制度や競争評価の枠組みを見直し連携させた上で、グループ間の連携が公正競争上問題となるか検証する必要があると考えます。</p>

以上